

社会資本マネジメントにおける行政とNPOとの連携に関する研究



佐々木正
調査第三部 主任研究員

背景と目的

近年、地域社会の様々な課題を行政任せにするのではなく、市民が主体的に捉え、自分達の力で地域を豊かにしていこうとする市民活動が盛んになってきており、地域社会を支える新たな力として、いわゆるNPO（非営利組織）への関心が高まっている。

市民活動を通じて市民が地域づくりに積極的に参加していくという視点から道路や河川、公園等の社会資本の分野を見ていくと、これまでは、計画から整備、管理までの全てを公共が行うものであるという意識があり、市民は社会資本の単なるユーザーに過ぎなかったり、あるいは、反対運動や環境問題等の形で特定の市民の関心を集めてきたとも言える。

しかしながら、今日、公共事業のあり方に関する社会的関心の高まりのなか、地域住民とコミュニケーションを図ることが重要となってきている。パブリックインボルブメント（PI）等の実施や市民団体との連携を唱った河川審議会の答申（平成12年12月）等に現れているように、公共の問題に関心を持ち、行政とともに考え、行動する市民やNPOの参画が期待されるようになってきている。

市民の側においても、身近な道路や河川等の緑化・美化活動、街道や河川を軸とした市民交流、学校における総合学習のテーマ、ボランティア団体によるバリアフリー点検など、魅力ある地域づくりのために、市民の視点から身近な社会資本を活動に取り入れている事例も非常に多く見られるようになった。

このようなことを背景に、本研究は、社会資本に係る行政とNPOとの連携について現状を把握するとともに、行政とNPOとが連携する意義を明らかにし、法制定を機に広まりを見せているNPO活動について、単に社会資本の簡易な維持管理等について連携するに留まらず、NPOの

特性を活かしながら、社会資本の企画立案から計画、設計、工事、維持管理、活用までを含めた社会資本の広い範囲にNPOが参画するための、行政とNPOとの連携のあり方について検討したものである。

NPO活動の現状

1 NPOの定義

書籍「NPOとは何か」¹⁾によれば、NPOの最大公約数的定義とは、「利潤をあげることを目的としていない、公益的な活動を行う民間の法人組織」である。

また、同書によると、米国ジョンズ・ホプキンス大学サラモン教授によるNPOの定義的特徴とは表-1の通りである。

表-1 NPOの定義的特徴

フォーマルな組織	ある程度組織化されていること（法人か否かは問わない）
非政府性	制度的に政府から独立していること
非営利分配	事業活動から生んだ利益は本来の活動目的に投入すること
自己統治性	活動を自分達で管理する団体統治の機能を備えていること
自発性	有志による自発的な参加を含むものであること
公益性	公共（不特定多数）の利益に奉仕し寄与するものであること

2 我が国の法人制度とNPO

我が国の公益法人は、社団法人や財団法人に加えて、公益を目的としていることから広い意味で考えると社会福祉法人、学校法人、宗教法人も公益法人であると言える。

一方、法人格を有していなくとも、公益を目的に活動しているボランティアや任意団体も存在しており、最大公約数的定義で見れば、これらも全て広い意味でNPOと見ることができる。（図-1参照）



資料：「NPOとは何か」を参考に作成

図一 我が国の法人制度の関係

しかしながら、社会福祉法人等は法人の種類ごとに法律があり、主務官庁の監督下に置かれている。また、社団法人及び財団法人についても、主務官庁の許可により設立(民法第34条)されていることから、政府性の側面を有していることは否めない。

他方、ボランティアや任意団体は、公益性、営利の非分配、非政府性を有しているが、資産の所有や契約等の法律

行為の主体に組織としてなれない等の課題を有している。

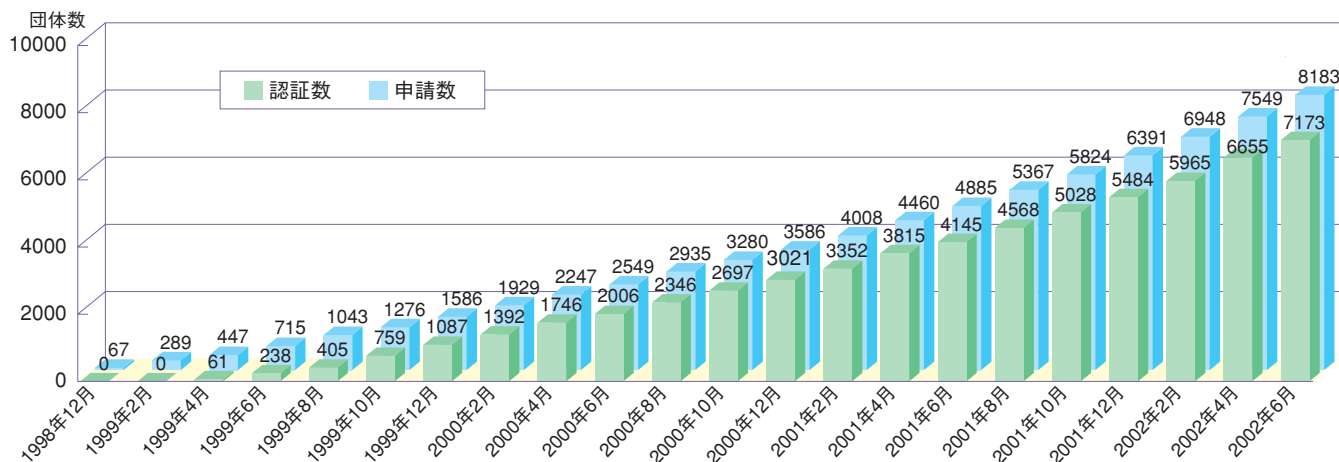
このようなことから、社団法人・財団法人の有する性格と任意団体が有する性格の間にあるような、公益性、営利非分配、非政府性の性格を有し、かつ組織として法律行為の主体となれる法人制度が求められるようになった。

3 NPO法の制定

阪神・淡路大震災(平成7年1月)の被災者支援やナホトカ号重油流出事故(平成9年1月)などに多くのボランティアが活躍したことを機に市民活動の力が注目され、市民が自発的に行う社会貢献活動を行いやすくするための仕組みや制度基盤を整える必要があるという世論が高まり、平成10年3月に「特定非営利活動促進法」(通称NPO法)が成立及び公布され、同年12月に施行された。

この法律により、所轄庁の認証を受けたNPOは「特定非営利活動法人」(NPO法人)として法人格を有することとなった。また、法の制定等によりNPO法人の社会的認知度は高まっており、内閣府によれば、平成14年6月初旬現在でのNPO法人としての申請数・認証数はともに7000団体を超えている。(図-2参照)

認証を受けたNPO法人は、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とした特定非営利活動を行うものであるが、「まちづくりの推進を図る活動」を定款に位置づけているNPO法人は約2350団体あり(平成14年3月



図二 NPO法人の申請数と承認数の推移(各月初旬)

資料：内閣府資料より作成

末までに認証を受けた6579法人の定款より（複数回答）、NPO法人の約1/3が活動目的にまちづくりに係わる事項を掲げている。

NPOは法人格を取得することにより、次のようなメリットがあると考えられる。

i) NPO自身にとってのメリット

- ・ 法人として契約締結等の法律行為の主体となる。
- ・ 保有する財産・資産等を法人所有とすることができる。
- ・ NPO団体の社会的な認知が高まる。

ii) 行政にとってのメリット

- ・ 不特定多数の利益に寄与する目的が一致しており、行政にとっての協力相手となれる。
- ・ 組織化されていることから、責任をもった確な協力関係を結ぶことができる

iii) 市民にとってのメリット

- ・ 市民の声反映された住民参加が実現できる。
- ・ 社会貢献活動への参加などの自己実現の場となる。

4 NPOとボランティアの違い

両者を厳密に特徴付けるのは難しいが、表-2のようないくつかの違いがある。

表-2 NPOとボランティアの違い

	ボランティア	NPO法人
事務所	なくともよい	法人として登記上必要
スタッフ	必要なときに集まる	専任スタッフがいる法人が多い
報酬	無報酬が多い	NPO法人から給与を得るスタッフがいる 活動に謝金等を受け取る場合もある
活動	余暇の範囲が中心	日常的・継続的な活動

このような違いはあるが、両者はバラバラのものではなく、ボランティアは、組織化されたNPO活動の担い手となる一方で、NPOはボランティアが活動するための装置

としての役割を果たしているのである。

5 近年の国の動き

政府の「産業構造改革・雇用対策本部中間取りまとめ」（平成13年6月）においては、NPOを新たな経済主体と位置づけており、今後、NPOが事業主体・経済主体として発展する上で隘路となっている課題を明らかにし、その解決のために必要な環境整備を図っている。

一方、NPO法人の財政基盤の支援策として、平成13年度税制改正において、国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対し寄附を行った場合、寄附金にかかる税制上の特例措置（所得税や法人税、相続税の課税評価額への不参入）が創設されている。

6 国土交通省における取り組み

国土交通省が関係する道路や河川、都市計画、国際協力等の分野では、様々な市民やNPOとの連携・協力に関する取り組みを行っている。ここでは、その代表例を整理する。

(1) 道路分野

地域に根ざした効率的できめ細かな道路管理を進めるため、道路利用者やNPOなど多様な主体との連携や、冬期も安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策やNPO等と連携した歩道除雪が進められている。

「ボランティア・サポート・プログラム（案）」制度は、直轄管理区間において、住民や企業等の活動団体が道路脇の清掃や草刈り、緑化等の活動をボランティアで行うことについて、活動団体、道路管理者、地方公共団体の3者が協定を締結して活動を支援するものである。全国で260団体以上が活動中である。

(2) 河川分野

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として治水・利水のみならず、河川環境の整備と保全が加えられるとともに、河川整備計画の策定において地域の意見を聞く手続きが導入され、川づくりへの市民参加が位置づけられた。

また、河川審議会管理部会では「河川における市民団体

等との連携方策のあり方について」答申を取りまとめた（平成12年12月）。この答申では、河川は「地域共有の公共財産」であるという共通認識を持ち、市民団体等と行政が互いにパートナーとして役割を果たすことが社会全体から期待されていることから、河川行政においても市民団体等との連携を積極的に進めていくべきであるとしている。

（3）都市・地域分野

全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」に示された「参加と連携」の地域づくりを具体化するため、「次世代の地域づくりのモデル的実践」を全国31地域で実施している。地域ごとにNPOをはじめとした地域の有識者等が中心となって推進体制を立ち上げている。

平成13年5月に都市緑地保全法が改正された。都市近郊の里山等の緑地が土地所有者の高齢化等により、荒廃したり宅地として開発される恐れのあることから、都市計画に位置づけられた緑地保全地区について、地方公共団体や都道府県知事が指定する「緑地管理機構」が土地所有者と協定を締結し、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度を創設したもので、この「緑地管理機構」になることができる団体の1つにNPO法人が法的に位置づけられた。

社会資本整備審議会都市計画分科会は、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」中間取りまとめを公表した（平成14年2月）。このなかで、住民等が自主的なまちづくりを推進し、地域活性化を図りやすくするため、一定の面積以上の一体的な区域について、一定割合の土地所有者の同意を得れば、まちづくり協議会、NPO法人等が都市計画案を提案できるように措置すべきであるとしている。

また、まちづくり総合支援事業や密集住宅市街地整備促進事業、交通バリアフリーの推進等の分野において、民間のまちづくり活動やNPOによる活動を支援するために、計画策定費の補助や交通バリアフリー教室の実施などの支援措置を図っている。

（4）国際分野

建設分野における国際協力NGOに対する経費支援やポ

ランティア通訳等の観光情報提供体制整備などの国際交流の促進に関する活動への支援、民間海難救助団体の育成・強化などが図られている。

NPOによる社会資本マネジメントの意義

これまで整理したように、国土交通省では社会資本整備に係るNPOとの連携について、様々な取り組みの推進や新たな制度創設等を進めている。こうしたなかで、社会資本整備の必要性や優先順位の検討、企画立案、合意形成、計画決定、設計、工事、維持管理・改修、活用、評価まで含めて、社会資本を効果的に整備して運用することを体系的に調整する行為をここで「社会資本マネジメント」と言うときに、そこにNPOが参画する意義は、次のようにあると考える。

1 行政サイドにとっての意義

国や地方公共団体の財政事情が厳しくなるなかで、必要な社会資本整備の推進と、増加する社会資本ストックの維持管理をきめ細かく対応していくことの両立は行政にとって大きな課題となる。市民も納税者として社会資本の費用負担者であるという意識を醸成させるとともに、市民側からの提案を受けたり、社会資本の必要性や適切な整備手法等の検討などのプロセスにNPOが参画することにより、行政と市民との間で社会資本に関する意識の共有され、社会資本の効果的・効率的な投資が可能となるだろう。（※ただし、後述するが、NPOは非営利であるからといって、社会資本マネジメントを安上がりにするために連携するものではないことに留意していただきたい）

また、社会資本は通勤・通学等に毎日市民に利用されており、市民の社会資本を見る回数は、行政の巡視よりもはるかに多いはずであるので、NPOは地域の視点で社会資本に対する意見や情報を取りまとめることができるだろう。

さらに、NPOは人と人とのネットワークづくりに優れ、得意分野を持って高い専門性を有したスタッフを擁してい

たり、行政に比較して機動性に優れる面もあり、NPOは地域密着型できめの細かい公的サービスを提供することができる。

2 市民サイドにとっての意義

日常生活のなかには、地先の細かい問題について市民は行政任せにしてしまい、しかし、行政の目や手が行き届きにくいような細かいことであるから、いつまでも解決されずに不満を感じるというような、市民と行政との中間にある曖昧な領域も少なくない（例えば、カーブミラーや交差点の一時停止、信号の点灯間隔、わかりにくい道路標識、放置自転車、捨て看板など）。NPOがこのような社会資本の「中間領域」の不満解決に参画することにより、市民の公益を増進することが期待される。

また、世論調査等²⁾によれば、近年、国民の社会貢献意識は高まっているが、余暇時間や定年後の過ごし方を社会に貢献することに意義を見出したい等の志向のある人々にとって、自己実現や生きがいの場を与える機会ともなる。

3 NPOサイドにとっての意義

社会資本整備の企画立案から計画決定、設計、工事、維持管理までの各プロセスにおいては、これまでは行政が直接行ったり、行政から委託を受けた企業等が担ってきた。今後、公共事業における市民参加の推進のもと、このような分野にNPOとの連携の機会を設けていくことは、市民の多様な意見をその活動で表現しているNPOにとっては、活動領域の拡大につながるものである。

また、行政とNPOとの連携は、NPOにとっては自らの特性を活かしながら活動理念や使命を実現できる機会であり、行政が「NPOのサービスを購入する」という考え方に基づいてNPOに対し業務委託等を行うことによって、活動資金が得られるとともに、NPOとしても責任ある体制で臨むこととなるので、NPOの財政的経営と組織経営の安定化を図ることができる。

4 地域社会にとっての意義

少子・高齢化や社会経済構造の変化にともない、その対応のために新たな行政需要の発生とコストがかかると予想されており、市民の自助・共助を主体とした地域社会の実現が望まれているが、NPOはこのような社会の構築に向けた原動力となり得る。

市民の努力でできることは市民の力で解決し、行政の力が必要なことは、市民の意見や要望をNPOが咀嚼して行政へ提案するなど、問題解決のためのプロセスを学習する場ともなり得る。

また、NPOは、人のネットワークに基づく地域密着性、専門的知識、情報収集力、ボランティアな労働力等の資源を有しており、これらを適切にコーディネートし、必要としているところに結びつけ、実現可能なプランを提案したり実践活動を展開するなど、地域のシンクタンク機能を発揮することができ、かつまた、社会資本整備に伴ってどのような地域をつくっていくのか、市民の手による地域デザインを実現させることができる。

NPOとの連携方法

社会資本マネジメントに関して行政とNPOはどのような連携関係を築いていけばよいのか、その方法を以下に提案する。

1 基本的考え方

NPOが社会資本マネジメントに参画することによって、公共事業のスタイルは、市民が社会資本を要求したり、行政が一方向的に事業の実施を決定して整備を進めるような形ではなく、市民も行政とともに社会資本の意義やあり方を考えたり、市民の身の回りにある「あいまいな中間領域」の問題を市民が自主的に解決する努力をする等、新しい「公共」事業の考え方へ転換するものと考えられる。

このようなことから、NPOを行政の協力団体や下請け

として見るのではなく、独立した主体的な存在＝パートナーとして尊重し、行政とNPOとが相応しい役割と責任を分担し、連携を図ることが大切である。NPOが参画する社会資本マネジメントとは、行政と市民が目的意識を共有し、対等な立場で協力しながら事業を推進していく新たなコミュニティシステムであると言える。

したがって、NPOは非営利活動を行う団体であるからといって、財政負担の軽減や効率性という観点を主眼にしての安易な連携関係を結ぶことは適切ではない。また、行政の仕事を企業や公益法人が委託を受け代行したり、行政の指示に従って業務を請け負うといったものではないので、これまでの公共事業の形態とは全く異なる視点を有するものであることを認識する必要がある。

2 パートナーシップ3原則

行政とNPOとの連携を進める際には、次のようなパートナーシップの原則に立って行われるべきである。

i) 非同一性

行政とNPOという異なった主体による協働作業であることから、お互いの特質、価値観、行動原則等の違い

を理解し、互いの批判や評価も含めて認め合うことが重要である。

ii) 自立性

各主体の役割が明確にされ、その役割を担う責任と権限を持つことが必要である。また、一方が一方に依存する片務的關係ではなく、自立した双務的關係にあることが重要である。

iii) 時限性

連携・協働を継続していくことは双方にとって大きな力になるが、なれあいや依存関係を防ぐ意味から、業務委託などの連携・協働については一定期限があるべきであり、目標を達成したらこれまでの連携・協働を一旦見直し、評価し、次の新たな目標を見出ししていくことが重要である。

3 連携形態

行政とNPOとの連携形態は地域や場面によって様々であり、それぞれの事業目的の実現のために最も効率的で効果的な形態の選択が必要である。例えば、表-3のような形態が考えられる。

表-3 連携形態

ボランティア	行政が主催するイベント等においてボランティアとして参加してもらう。ただし、なぜボランティアを必要とするか、主催者である行政が目的を明確にしなければ、ただの動員となってしまう。
後援	NPOの事業に対して行政が後援という形で名を連ねることは、NPO活動の社会的信用力が増し、活動への理解を深めることに結びつく。
実行委員会・協議会	実行委員会や協議会等の形式によって、行政とNPOが事業の企画の段階から連携・協働作業を行う。行政にはない専門性やNPOの市民ネットワークを活かすことができる。
事業協力・協定	行政とNPOとの間で役割分担を取り決めた協定を締結し、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う。
補助金・助成金	NPOの財政基盤を支援する上で効果的であるが、NPOが行政に依存する体質となってしまう恐れがあるので、両者の共通目的を達成する手段として検討すべきである。
業務委託	行政とNPOが契約を締結して行政の業務の一部を委託する。行政にはない専門性や先駆性、NPOの持つネットワークが求められる事業に有効である。この場合、委託する行政側の考え方が重要であり、NPOを安上がりな委託先として考えるべきではない。
政策提言	NPOのなかには地域に密着した活動経験や専門的知識を有した技術スタッフを背景に、行政施策に対して独自の企画や代案を提案することができる団体も存在する。
情報提供・情報交換	双方が持っている情報の交換により情報収集の効率化、情報共有化が図られる。

4 想定される連携内容

社会資本マネジメントにおいて行政とNPOが連携や協働できる分野として、例えば、道路分野、河川分野、公園分野における具体的な内容を想定すると、表-4のようになる。ただし、NPOの参入機会が十分に確保されていなければ、

このような連携・協働を拡大することはできない。NPOを公共的役割の新しい担い手として位置づけ、NPOの持つ総合性や専門性、広域性などの特徴を活かしながら、地域づくりと社会資本をどのように関連づけていくか、地域デザインの決定プロセスにおいて、その能力に期待することが重要である。

表-4 想定される連携内容（道路・河川・公園分野における例）

(1) 道路分野	(2) 河川分野	(3) 公園分野
①道路清掃や植栽管理 ・行政とNPOが協定を締結し、定期的に道路清掃や草刈り、植栽管理等。	①河川・海岸清掃や草刈り・植栽管理、水質浄化 ・行政とNPOが協定を締結し、定期的に清掃や堤防の草刈り、植栽の植栽管理等を行う。 ・周辺住民による水質モニターや水質浄化のための家庭レベルでの意識喚起などを図る。	①公園や緑地の清掃や植栽管理 ・行政とNPOが協定を締結し、定期的に公園や緑地の清掃や草刈り、植栽管理等を行う。
②各種点検や巡視 ・日常生活で通行している道路や通学路等において、歩道や横断歩道、信号機、カーブミラーなどの点検や路上障害物の撤去などの交通安全に係わる点検や巡視。 ・標識や案内板等の不具合や表示の適切性の確認、街路灯や道路工作物、道路の凹凸、橋梁点検などの道路や付帯施設の点検や巡視。 ・点検や巡視活動を通じた交通事故や災害の危険性のある箇所の通報。	②各種点検や巡視 ・堤防や樋門等の河川・海岸等工作物の異常がないかどうかの点検。 ・浮遊物や不法投棄等の巡視や通報、河川・海岸利用者による禁止行為や危険行為に関する管理者への通報。 ・点検や巡視活動を通じた洪水や土砂災害の危険性のある箇所の通報。	②各種点検や巡視 ・遊具や器具の点検。 ・緑地内の雑木林等への不法投棄等の巡視や通報。 ・禁止行為や危険行為を行っている利用者への注意や通報。
③調査や提案 ・交差点における交通渋滞の調査や改善提案、パーク・アンド・ライド等の社会実験や公共交通機関の料金のあり方等に関連する調査や提案。 ・身近な生活道路における計画提案や交通誘導等の合意形成。 ・利用者の視点からのバリアフリー・チェックや改善提案やバリアフリー・マップづくり。 ・道路を活用した地域づくり計画や勉強会。	③調査や提案 ・水棲・海棲生物調査や河川敷・海岸の利用者調査。 ・河川敷・海岸の利用計画やルールづくり。 ・河川の安全性を損なわない範囲での河川敷や堤防の植栽の提案。 ・河川・海岸空間を活用したイベントや地域づくり計画、勉強会の開催。	③調査や提案 ・利用者アンケートや公園施設整備の提案、イベントの開催などが考えられる。 ・公園や緑地に生息する生き物の調査や保護活動。 ・イベントの開催。
④工事実施段階における調整への参加 ・沿道景観検討への参加、道路付帯設備のデザインや地区配置などの合意形成。 ・バイパス等幹線道路整備におけるNPOによる広報活動。 ・工事実施段階における段差・隅切やタイル貼り塗装等の仕上げ工事への市民参加の企画。	④工事実施段階における調整への参加 ・河川整備計画策定や海岸保全基本計画策定等における合意形成への参画。 ・多自然型川づくり、エコ・コースト等の事業への市民参加。	④工事実施段階における調整への参加 ・地域住民の立場から公園整備における合意形成や詳細調整。 ・植樹や遊具、ベンチ等の設置などの仕上げ工事について市民参加の企画や市民の設計やデザインの採用。
⑤施設の管理運営 ・道の駅やサービスエリア等の沿道施設のNPOによる管理運営、バスや路面電車の停留所の管理など、地域の人材の活用した施設の管理運営。	⑤施設の管理運営 ・河川敷施設や河川に関する博物館等の管理運営など、地域の人材の活用した施設の管理運営。	⑤施設の管理運営 ・公園内の博物館等の施設についてNPOによる管理運営など、地域の人材を活用した施設の管理運営。

5 役割分担の明確化

行政、外郭団体、企業、NPO等の様々な社会資本マネジメントを担える主体があるなかで、それぞれの特性を考慮した上で、行政とNPOとが共通する領域について整理し、適切な役割分担のもと協働事業の推進に努めることが必要である。

○特定個人の能力に左右されるのではなく、行政とNPOとの共通の手続きによって安定的になされるべきである。

○NPOは自身の理念や使命に基づいて、行政とともに地域のプロデューサーとなるべきである。

○行政は、法律等に基づく様々な行政手続きの実施、社会資源の再配分、高度な判断力を要する社会資本の技術的な管理など、国民の信託を受けた公共セクターとしての役割を果たすべきである。

○どのような連携・協働であっても、役割分担や経費分担を明確にすることが必要である。

6 契約のあり方

(1) NPOの選定

NPOは、規模、組織力、経験、運営状況など様々であり、業務遂行能力も千差万別である。このため、行政は的確な情報収集に努め、事業を確実に実施できる団体と連携していくことが重要である。また、連携相手の選定基準や選定結果等についても情報公開を行い、選定における透明性を確保することが必要である。

NPOを選定する際には、①事業目的を共有できること、②目的達成のために協力する意志があること、③業務遂行能力を有し地域社会に責任を持って事業を進めることができること、がポイントとなるだろう。

(2) 契約手続き

行政とNPOが協働事業遂行のために契約を締結する場合、①工事、②建設コンサルタント業務等、③役務、のい

ずれかに分類され、規模や内容に応じた契約方式に基づき契約を締結することとなる。以下、国土交通省の現行方式を適用した場合の一般的な契約手続き方法等について参考までに整理する。

①工事の場合

競争方式による請負契約の場合、国土交通省各地方支分部局における有資格業者名簿に登録される必要がある。

一般競争入札については、実績や技術者等の要件を満たし、競争参加資格の認定を受けることによって入札に参加することができる。また、指名競争入札については、有資格業者名簿に登録されている業者の中から、指名基準に従い発注者が指名した業者が入札に参加することができる。

会計法第29条の3第4項の規定に該当する場合は、随意契約となるが、この場合、有資格業者である必要はない。

直轄工事の積算については、一般的に土木工事標準歩等に準拠して行われる。

②建設コンサルタント業務等の場合

業務の規模及び内容に応じて競争入札、プロポーザル方式または随意契約による契約手続が行われる。

競争入札及びプロポーザル方式においては、受注者の特定を行う際に技術者及び会社の能力（技術士資格の有無、経験年数、過去の実績等）を判断基準として採用している。なお、プロポーザル方式には、技術者の能力に重点を置いて評価する「技術者評価型プロポーザル方式」と、技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に評価する「総合評価型プロポーザル方式」などがある。

また、競争方式及びプロポーザル方式の場合は、参加資格として、国土交通省各地方支分部局における有資格業者名簿に登録される必要がある。この有資格業者名簿の登録にあたっては法人、個人とも参加が可能である。なお、随意契約による場合は、制度的には有資格業者名簿に登録される必要はない。

建設コンサルタント業務等の積算については、設計業務等標準積算歩掛等に準拠して行われる。

③役務契約の場合

役務契約の場合、競争入札又は随意契約による契約手続

が行われる。競争入札による場合は、一般競争（指名競争）参加資格審査の申請を行い、資格の認定を受ける必要がある。なお、随意契約の場合は、参加資格については特に指定はない。

積算については見積により契約を行う方法が考えられる。

7 NPOによる事業の質の確保

連携に対するNPO側の姿勢としては、市民の集まりであるからといって決して気軽に考えることなく、地域社会に対して一定の責任を有するものであることを十分に認識する必要がある。連携内容によってNPOに求められる業務遂行能力は異なるが、技術士や建築士等の専門的知識や業務管理能力を有したスタッフが事業に関わるなど、NPOは業務管理水準の向上に努めるとともに、行政は業務管理水準の向上に必要な支援を行うことが必要である。

また、補助金や業務委託等の金銭の授受や契約関係が伴うような連携事業では、行政担当者とNPOの責任者との定期的なコミュニケーションを図ったり、財務管理、機材管理、連絡体制等のNPOの事務局機能の整備、業務記録や守秘義務等の情報管理など、NPOは十分な体制を整えることが必要である。

8 NPOの評価

NPOとの連携によってどのような成果が得られたか評価する必要がある。評価はチェックシートを作成したり、意見交換を行うなどの事後評価を行うのがよい。NPOの特性を発揮できたか、契約等の連携形態やNPOの選定が適切であったか、目標の妥当性や達成度、NPOが社会資本マネジメントに果たした役割などについて評価を行うことが望ましい。

さいごに

かつて、江戸庶民は自分達のことはコミュニティで解決してきた。公的な警察、消防、教育、公共事業さえも、江

戸時代には、目明かし、まち火消し、寺子屋、自普請という言葉があったように、自分達でできることは自分達で行っていたと言われている³⁾。

以下、私見であるが、公共的なことを官が担うのが当たり前と思われるようになったのは、明治以降であろう。その意味では、行政とNPOとの連携は、成長社会を終えて成熟社会、あるいは持続的（サステナブル）な社会を創り出そうとしている現代の日本社会においては、まさに「新しい公共」の創造に向けたアプローチであると言える。

しかしながら、社会資本マネジメントにおける行政とNPOとの連携は緒についたばかりであり、先行事例においては試行錯誤の努力が続けられている。また、まだ整理すべき課題が山積されている状態である。

今後、行政とNPOとの連携を促進し、NPO活動の発展への励みとなるために、このような研究や議論がもっと盛んに行われることが望まれる。

参考文献

- 1) 電通総研編、2001年第6刷、「NPOとは何か」、日本経済新聞社
- 2) 例えば、総理府「社会意識に関する世論調査」、平成10年12月がある。
- 3) 石川英輔・田中優子、大江戸ボランティア事情、1996年、講談社